様式第２号(第６条関係)　　　　　　　　　（第１面）

佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業

補助金交付申請書

　　　　　　年　　月　　日

佐世保市長　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　電話番号

　佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

また、本申請を行うにあたり、第4面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾するとともに、申請内容の確認及び他の補助制度の活用状況について、市長が関係機関へ調査することに同意します。

１　補助事業の種別　　　分析調査事業・除去等事業

２　補助対象建築物の名称及び棟数

名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　棟

３　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　交付申請額の算出根拠

|  |  |
| --- | --- |
| 事業費（実際に要する事業費） | 　　　円 |
| 補助対象事業費　Ａ | 　　　円 |
| 補助基本額　Ｂ　　分析調査の場合　Ｂ＝A除去等の場合　　Ｂ＝Ａ×２／３ | 　　　円 |
| 補助限度額　Ｃ　　分析調査の場合　Ｃ=250,000除去等の場合　　Ｃ=11,000,000 | 　　　　　円 |
| 交付申請額　　Ｂ又はＣのいずれか少ない額 | 　　　円 |

５　着手予定年月日

　　　　　　　　　年　　月　　日

６　完了予定年月日

　　　　　　　　　年　　月　　日

（第２面）

７　補助対象建築物の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 |  |
| 所在地 | 佐世保市 |
| 建築年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 建物用途 |  |
| 構造 | 　　　　　　　　　造　　　　階建（地上　　階・地下　　階） |
| 規模 | 延べ面積　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 建築基準法で規定する耐火建築物 | □要求あり　　　　　□要求なし |
| 実施箇所 | 室名称 |  |
| 部位 | 柱、梁、壁、天井、その他（　　　　　　　　　） |
| 吹付面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 実施箇所の吹付現況 |  |

８　概要

⑴　分析調査事業

|  |  |
| --- | --- |
| 分析調査受託者 | 名称：所在地：電話番号： |
| 分析機関 | 分析機関名：所在地： 電話番号： |
| 分析調査の方法 |  JIS A1481による　，　（　　　　　　　　　　　） |
| 分析調査の見積額 | 円 |

⑵　除去等事業

|  |  |
| --- | --- |
| 施工者 | 名称：所在地：電話番号： |
| 除却工事等の内容 | □除却　　　　　　　　　□封じ込め　　　　　　　　　□囲い込み |
| 除却工事等概算額 | 円 |
| 添付書類 |  |

※この申請書及び添付書類の写しを、長崎県庁の担当部署に補助金請求のために提出することがありますので、ご了承ください。

（第３面）

補助事業に係る消費税等仕入税額控除に係る確認書

消費税等仕入税額控除を　　□行う　、　□行わない　（いずれかにチェックしてください）

※行わないにチェックした場合は下記を記入してください

佐世保市民間建築物吹付アスベスト改修支援事業における補助金交付申請書を提出するにあたり、以下の通り、消費税等仕入控除を行わないことを申し立てします。

１． 確認日：　　 　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

２． 消費税等仕入控除を行わない理由は以下の通りです。

（貴殿経理部門、または会計士、税理士にご確認いただき、以下の該当する項目に必ずチェックしてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | ① | 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 |
| 消費税法（昭和６３年法律第１０８号。以下「消費税法」という。）第５条の規定により納税義務者とならない者 |
| □ | ② | 免税事業者である補助事業者 |
| 消費税法第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者課税期間（個人事業主：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業主：前々年、法人：前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。 |
| □ | ③ | 簡易課税事業者である補助事業者 |
| 消費税法第３７条第１項本文の規定により中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者。その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。 |
| □ | ④ | 国若しくは地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入の割合が５％を超える補助事業者 |
| 消費税法第６０条第４項本文の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者。国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表３に掲げる法人（民法第34条に基づく社団法人及び財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等を含む）に該当すること。 |
| □ | ⑤ | 国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合の補助事業者 |
| 消費税法第６０条第６項本文の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者。 |
| □ | ⑥ | 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者 |
| ①から⑤以外の者であって、課税売上割合が低い等の特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者。 |

（第４面）

|  |
| --- |
| 誓 約 事 項①　私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。②　私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。⑴　正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者⑵　暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者⑶　自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者⑷　法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者⑸　暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者⑹　その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者 |